

《調査と資料》

十組問屋史料

(5)

林 玲 子

江戸十組問屋史料として、本論集第2巻第1号、第2号、第3号および第3巻第2号の4回にわたって連載した「万記録」は、触書などによって江戸における問屋仲間の存在が確認される、17世紀中葉の明暦3（1657）年から、元禄・享保期を経て18世紀中葉の寛延2（1749）年に至る、ほぼ1世紀間の仲間記録であった。この「万記録」を含む東京大学経済学部所蔵の「白木屋文書」には、これに接続する仲間記録はなく、安永9（1780）年に始まる通町組の「行持日記帳」には記事はほとんどないので、18世紀後半の仲間の動向は他家の史料によらざるをえない。

京都大丸文庫所蔵の「大村家文書」のなかで、18世紀の仲間関係史料には次のようなものがある。

○ 江戸問屋仲間関係

- ①享保10（1725） 地廻船入津荷物拾貳品之内、木綿繰綿員数書上
- ②宝暦4（1754） 連判証文写（江戸木綿問屋大伝馬町組・白子組連判）
- ③宝暦6（1756） 十組定法帳（享保9年「十組定法」を含む）
- ④宝暦8（1758） 繰綿問屋・真綿問屋・下り蠟燭問屋名前帳面 3冊
- ⑤宝暦13（1763） 十組仲間控（安永4年まで）
- ⑥明和4（1767） 十組定法記
- ⑦寛政12（1800） 白子組船々掟書一件

○ 京都問屋仲間関係

- ⑧明和元（1764） 別用談（京都呉服十仲間関係記録を含む、天明3年まで）
- ⑨天明5（1785） 呉服十仲間（文化4年まで）2冊

このなかで、①は江戸木綿繰綿問屋三拾六番組（後の白子組）所属の問屋が、享保10年8月1か月間に、木綿・繰綿を売渡した相手の住所・名前およびその荷物の、江戸における届け先と数量をそれぞれ書上げたものである（拙著『江戸問屋仲間の研究』39、40ペー

ジ参照）。

③および⑥は、いずれも廻船荷物積合に関するものであり、両者とも拙著『江戸問屋仲間の研究』第2巻第5節に収めてあり、また同種のものが『海事史料叢書』第2巻所収の「菱垣廻船問屋規録」にも含まれているので、十組の重要な史料ではあるがここではとりあげない。なお、⑥は⑤のなかにも記されている。

⑤は、寛延4（1751）年に、大伝馬町組が白子組を相手どって訴えた経緯から始まっており、安永4（1775）年までの十組関係の記録が収められている。年代的にも「万記録」に接続するものであり、内容も豊富である。

⑧および⑨は、京都で記録されたものであり、呉服仲間関係の記事が中心であるが、同時に関連記事や江戸店との往復書簡も記載されているため、京都内の事柄のみならず、江戸・大坂および諸国の動きを知ることができる史料である。とくに⑨は、寛政改革関係の記事が多い。

②④⑦は、連判証文、名前帳面、掟書で、いずれも短かくまとまったものであり、あらためて全文を紹介する必要はないであろう。ゆえに、十組関係史料として重要な文書であると同時に、豊富な内容をもつ⑤の「十組仲間控」を数回にわけて全文紹介すると同時に、関連する諸問題や解説を付したい。

なお、この18世紀中葉から後半にかけて、いわゆる田沼時代とよばれる時点の十組関係史料は、上記の白木屋・大丸屋の史料以外に三井文庫の史料をも含めて、寛政期以降に比較すればきわめて少ない。これは史料の残され方が少なかったというよりは、むしろこの時点の仲間史料自体が少なかったことによるものであろう。大坂と異なり、江戸の問屋仲間は、田沼期にはまだ独占をめぐってアウトサイダーと争う必要がなく、そのため、訴訟文書や願書類が作られる機会が少なかったことが、この期の十組史料の乏しい原因の一つではないかと思う。

十組仲間控 (1)

癸	宝曆拾三歳
十組	仲間控
未	七月吉祥日

仲間掟

一十組太物問屋白子組之儀、往古より組合相定、諸国より織出し候木綿、聊も無差障り、銘々其利潤を考取寄商売致、問屋職仕来り申候。全神仏加護と難有奉存候。然ル所、^(寛延か)宝曆四年未七月廿八日、大伝馬町木綿問屋共、当仲間之儀日ニ増繁榮致候を相羨、理不尽に越談を企、其時能勢肥後守様御勤役之節御願申上、木綿問屋と申ハ余町ニ無之、古来より伝馬町に限り商売仕候其町之由緒等書頭シ、御願申上候ニ付、此旨当仲間中へ御尋ニ付、銘々家業之義、古記共相改、古来之由緒一々詳ニ御答奉申上、段々御吟味罷成、其節能勢様御役替被為成、御裁許相済不申、其後依田和泉守様御勤役ニ被為成、未ノ年より三ヶ年之内及出入候処、酉ノ十二月六日ニ右御奉行様より御裁許被為仰付、当仲間往古より数軒之仲間ニ候得共、其中ニは此度之儀ニ付手抜き之方有之、問屋職被差留、正敷由緒被為御撰十八人組え被仰付、難有奉存候。依之、往古法式も雖有之ト、今般如斯揉合等相済候義ニ付、改之、十八人組と相記申候。尤其節出入一卷之帳面別ニ有之候間、略爰ニ則法式左之ケ条相記候条、毎年八月参会之節は、此帳面致持参候て逐件行司より為致自得、猶々仲間繁榮其経営を大切ニ相勤可申条々

- 一御公儀様御法度、大切ニ相守可申事。
- 一此已後仲間中万法示合、從御公儀被為仰付候趣堅ク相守、商売躰之儀ニ付御尋之儀、又は御触之趣等、惣て御上より被為仰出候儀共仲間中申合、申上置候て宜儀は無懈怠申上、仲間帳面へ扣置可申候。此度之出入ニ付、御尋事等有之儀は、古来より之帳面記置候事、万端ニ付利益有之事共多有之候。況此度人数之内ニも帳面書上ケ等不致者、また帳面上置候内ニも、其後名印改并讓渡之節無念有之候ニ付、問屋株難相立族も有之事ニ候得は、已来共仲ケ間中得と相談之上、諸事入念取計い可申事。

附タリ

惣して帳面ニ相記置不申候得は、末世其節之儀

今回も前例にならい、左側を史料原文紹介欄とし、右側を解説欄とする。

この「十組仲間控」の最初には、十組傘下の木綿問屋仲間である白子組の仲間掟がのせられている。この仲間掟は、江戸におけるもう一つの木綿問屋仲間であって、十組には加わっていない大伝馬町組との紛争終了後、あらためて結ばれたものである。

大伝馬町は、徳川氏から伝馬役負担を命ぜられていた江戸城下の宝田村が、幕府による伝馬制度の整備にともない、日本橋に移住して形成した町であって、伝馬役負担を義務づけられていた。この町に、寛永年間に升屋・久保寺・赤塚・富屋の4軒の木綿問屋が開店した。升屋・久保寺などは、旧来からの地主であり、町名主・伝馬方である馬込勘解由の下で、町年寄・伝馬行事などを勤める町役人の家柄であった。

この4軒の木綿問屋のほかに、同町には数十軒の木綿仲買が17世紀中葉には開業しており、その他にも絹・麻・茶・紙などを扱う商人たちがいた。貞享3(1686)年に、従来の木綿仲買70軒は、木綿問屋と称するようになり、旧来の木綿問屋は売場問屋とよばれることになった。また、17世紀後半に、木綿以外の商人で木綿問屋に転ずる者も多く、大伝馬町は木綿問屋の町といった様相を呈し、これら木綿問屋は町内だけで仲間を結び、大伝馬町組と称した。

升屋・久保寺・赤塚・富屋(元禄末年に没落)の売場問屋は、「諸国山元より送り来り候荷物引受問屋」=荷受問屋であり、木綿生産地の荷主から売捌きを依頼されたものを、町内の仲買や関東・奥羽の各地に売捌くか、あるいは注文をうけて生産地から買付けを行ない、その取引金額に応じて口銭を受取るといった営業形態の問屋であった。

これに対し、新しく抬頭した木綿問屋は、伊勢、三河などの木綿生産地と結びつきの強い商人で、売場問屋を通じての売買を行なういっぽう、仕入問屋として自己資本で生産地から仕入れた商品を、直接江戸市内や関東・奥羽に売込むようになり、ついには売場問屋の「問屋売所」として販売圏の独占を認められていた北関東・奥羽方面をも自己の販売圏に収め、大伝馬町木綿問屋の主流となったのである(北島正元編著『江戸商業と伊勢店』参照)。

いっぽう白子組は、伊勢木綿の出港地である白子港の名を冠した仲間であって、大伝馬町組のように地域的なまとまりをもつものではなかった。この母体は、十組問屋のなかの通町組・内店組=三拾軒組所属の木

等、年来を隔り候得は覚失ひ候事御座候得は、何事によらず、末々可用書物は随分気を付相記可申事。依之、此度之出入之次第一巻、帳面別ニ相記シ置候間、已後之心得可致者也。

一仲間之内え名題株讓請致候者有之候ハ、願書裏の方え相記申候通相認メ、町御年寄え相願、御帳面ニ印形致替可申、若又仲間之中、商売相休、株讓申度節、外ニ望手無之候ハ、右名題仲ケ間え預り名題立置、重て望手有之節、町御年寄え御訴申上、右名前相改、仲間十八人之人員減少不致様ニ可致之事。

但仲ケ間へ預り置候節は、仲ケ間之内にて何れ成共、親類或は其家之別家類にて帳面名前書替置、尙軒にて式株持候様致方可有事。

右之通致置、重て株望人有之節、又々書替町御年寄へ相願可申事。

一十八人組銘々北御番所様御帳面ニ、宝曆四年戊三月廿一日出入相濟候上、証文差上印形仕候。已来仲間之内、名前讓渡并名印改・所替致候ハ、主人印形を以早速御願申上、御帳面御書替之儀可申上事。

右連判左之通

彦左衛門
孫左衛門
源右衛門
三郎兵衛
四郎右衛門
彦太郎
藤右衛門
太兵衛
忠兵衛
惣三郎
庄兵衛
勘兵衛
清兵衛
八兵衛
喜右衛門
茂右衛門
喜左衛門
伊兵衛

メ十八人

一仲間讓請加入致者有之は、掟之通急度為相守可申事。

附タリ

右加入致候者より、振廻金として金三拾兩、仲ケ間え差出可申事。

一大坂廻船荷物積引之義、往古より極メ之通、十組之

綿・繰綿を扱う問屋からなる木綿繰綿三拾六番組であつて、享保期の間屋帳面差出しにさいして仲間としてのまとまりをもつようになった。大伝馬町組が木綿・繰綿に商品が限られている問屋が多かつたのに対し、白子組所属の間屋は、呉服・小間物など諸種の商品を同時に扱っており、そのため京都や諸国の織物生産地からさかんに仕入を行なつた。

両組ともに仕入問屋として生産地および販売先に接する点では変りがないため、両者の衝突は避けられなかつた。すでに元禄・宝永期に、大伝馬町組と、越後屋・白木屋・柏屋・亀屋などの諸問屋との間に対立がみられたが、この時点ではまだ大伝馬町組以外の木綿問屋はまとまった仲間を形成していなかつたのに対し、享保期以降は仲間対仲間の争いとなつたのである。

宝曆朝に、白子組のメンバーが下の18人に限られたのも、寛延4(1751)年に大伝馬町組が白子組を相手どつて訴訟を起した結果であつた。

所在地	店名	元宝享享享 禄永保保保 1646910	下積 荷 買組
本町四丁目	竹川彦左衛門	〇〇〇〇〇	1
本町四丁目	柏屋孫左衛門	〇〇〇〇〇	1
鉄炮町	結城屋源右衛門	〇〇〇	2
本石町四丁目	大黒屋三郎兵衛	〇〇〇〇〇	1
十軒店	大和屋四郎右衛門	〇〇〇	1
通一丁目	白木屋彦太郎	〇〇〇〇〇	1
本町三丁目	岸部屋藤右衛門	〇〇〇〇〇	2
本町一丁目	升屋太兵衛	〇〇	2
本町四丁目	壺屋忠兵衛	〇〇〇	
本町四丁目	美濃屋惣三郎	〇〇〇	
本石町四丁目	伊勢屋庄兵衛	〇〇〇〇	
通油町	中屋勘兵衛	〇〇〇〇〇	
通油町	鍵屋清兵衛	〇〇〇	
通塩町	炭屋八兵衛	〇〇〇	
通油町	炭屋喜右衛門		
小網町三丁目	雑賀屋茂右衛門		
神田新石町	山本喜左衛門		
飯倉町	万屋伊兵衛		

この訴訟の経緯は、北島正元編著『江戸商業と伊勢店』に詳しいので、ここでは述べないが、判決の結果だけを少し検討してみたい。2ページに、「正敷由緒被為御撰十八組え被仰付」とあるのは、享保6(1721)年および同11(1726)年の両度とも、問屋帳面を差出

中、其組々にて可為勝手事。

一白子船荷物積引之義、委ク船手廻船帳ニ有之通、十八人組吟味可致事。尤白子表致出帆、行司方竹口氏より案内可致間、入津之砌船頭注進有之候、廻文相廻し荷役可申付事。

附タリ

右船入荷物相仕廻候ハ、坂倉より見分ニ申参り候ハ、行司四人罷越、綱碇等入念相改メ、若損シ候道具有之ハ、其旨無遠慮竹口氏へ為申登、早速修覆為致可申候。此段不沙汰ニ見分致候ハ、其節之行司可為越度者也。

但シ

新艘打立罷下り候節は、箱持行司組十二人見分致、左之通祝義差遣し可申事。

金三百疋 船頭
金貳百疋 水主中

一諸国仕入方之儀、相互ニ無怠相仕入、仲間入用之物互ニ陸敷取遣可致、尤相庭ニ式分引にて取引可致、何によらず手前々々思入候為、時節とも入用等有之方へ手支不申様差出候様致し可申事。

一諸国送り荷物之儀、何れ成とも引請候方、荷主え無理成事不致遣、時々相場を以て買付、口銭・蔵敷等之儀、左之通略々甲乙無之様致遣可申事。

口銭 壹歩
蔵敷 七匁

一大坂物・伊勢物仕入方之儀は、買元銘々之懇意を以仕入致事ニ候得は、^(共か)参尾仕入物之儀何れと申事無之、一般ニ吹原・大河原にて為相仕入候義御座候。名古屋之義は、仕入方も多、家業も致能事相聞候得共、三州問屋之義、尤人々売先き入用無之方も可有之候得は、^(共か)仲ケ間一統之問屋ニ有之候得は、三州へと為登金不絶致遣、問屋職無怠為相働候様可致事。尤相仕入、是非入用無之方ハ、仲ケ間中へ差出、其時之相庭を以売付可申事。三州白・尾州白ハ木綿相庭ト申候得は、此白より台格を定、相庭立候得は、此旨得と相考、銘々勝手ずくを少々ハ離レ、何分国元問屋取立遣し可申事。

一仲間相庭之義、買出之者思々ニ出合候節斗聞合、相場立候てハ得ときまりも不申義、依之向後、左ニ相記候方へ買出之者寄合、月々八度出会相庭相立、尤直段諸方様子等厚相考、猶伝馬町へも聞合不[□]無之我儘之相場相立申間敷事。

立会所

白木屋

した18人だけが白子組として認められ、従来のように問屋商売をすることが許されたことをさしている。

この18人の、三拾軒組との関係を「万記録」によってみると、前表のごとく、元禄期から加入していた店が6軒、宝永朝からが1軒で、半分以上は享保期以降の参加である。なお、炭屋喜右衛門は柏屋と享保5年から取引しており、おそらく升屋、雑賀屋、山本、万屋の4軒とともに、享保11年の問屋帳面差出しの時までに三拾軒組に加わったか、あるいは旧来の加入者の名儀を譲りうけたものと思われる。

なお、18人以外に、白子組のメンバーとして認められなかった2グループの問屋があった。1つは、享保6年の問屋帳面だけに名を連ねた店であり、他は両度とも問屋帳面差出しに加わっていない店である。前者は、越後屋八郎兵衛、亀屋七左衛門、戎屋八郎左衛門、浜田屋七郎右衛門、伊勢屋太郎兵衛、荒木伊兵衛の6軒で、浜田屋を除いてはいずれも安永朝の江戸呉服仲間^{仲間}に所属している問屋であった。彼等は、大伝馬町に出店しない限り、木綿仕入を直接生産地から行なうことを認められなかった。後者のグループは23軒の多数であり、このなかには、伊豆蔵吉右衛門、槌屋幸助、大丸屋正右衛門、島屋市郎右衛門、升屋久右衛門、松坂屋八助のように、後に呉服問屋仲間の有力メンバーとなった者も含まれていた。おそらく、享保朝以降に呉服問屋として抬頭してきたこの23軒は、木綿荷の直仕入の差留めを命ぜられ、大伝馬町への出店も大伝馬町組と交渉の上でなければ許されなかった。

しかしこの宝暦3(1753)年の判決が、実効があったかどうかは疑わしい。なぜなら、左の「仲間掟」にみられるように、白子組の仲間取引の立合所に伊豆蔵も指定されていたり、白子港からの下荷積買の組のなかに伊豆蔵、越後屋、戎屋、亀屋、大丸屋が加わっていることなどから、すでに宝暦13(1763)年には、判決は骨抜きとなっていたと考えざるをえないからである。このような事態となったのは、各地から織物直仕入を行なってきた問屋を、木綿の分野だけ切りはなすことが困難であったということもあろうが、主たる理由として、当時の江戸市内での問屋間の木綿取引の実態が、大伝馬町組にいつまでも呉服問屋と対立関係にあることは、かえって不利であると判断させるようになったことが考えられる。

正徳3(1713)年から仕入先別の買高がわかっている白子組所属の木綿問屋である柏屋の史料によって、このことを裏づけてみよう。

大和屋
柏屋
竹川
竹川
結城屋
大黒屋
伊豆蔵

右之通銘々無懈怠相勤可申事。勿論、当日辰ノ上刻右定日之方へ立合、相場相立可申、猶出勤之者差支不参候者は名代差出可申事。且会之節、銘々売先直段相場之外、不直ニ売渡候儀及聞候ハ、仲間中へ致露頭、互ニ吟味致合、仲間之外下直ニ売渡候事堅ク停止事。

付タリ

相庭立会之者、茶・たはこより外無用可致事。

万一一種一看相催候方有之候ハ、互ニ申合可慎事。

一仲間銘々之得意せり売堅ク致間敷事。先キ々々相廻りせり売致候義、後日ニ相知レ候ハ、仲間中立合急度相答可申事。

一見世口三日限相究可申事。相極候物ハ判形取可申事。

一相場立之義、其時々管を以相立、売ル買と申所相立取引可致事。尤相庭帳ニ不載代ル物ハ致一覽、相對ニ取引可致事。

右参会之定日

三月廿四日

八月廿四日

右両日無懈怠相勤可申者也。

膳部料理代

上 拾弍匁

下 三 匁

茶屋

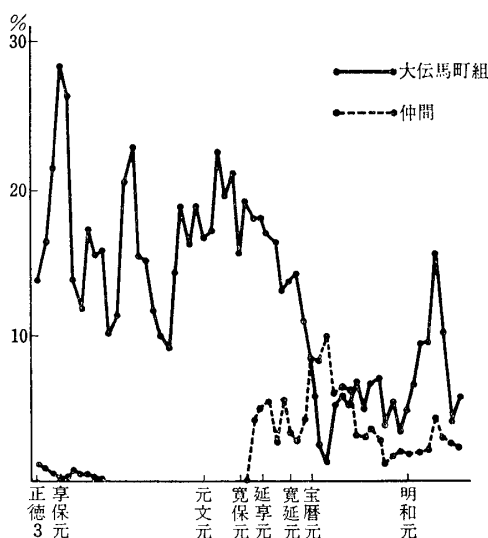
座舗料 金弍歩可差遣者也。

尤参会之節、惣て猥りニ致間敷事。

一仲間中十式軒常式参会之外、臨時参会相催候節、尤行司元より何時何方へ寄合可申旨、廻文相廻し可申候。其節不参或ハ刻限甚延引出勤杯有之候ては、肝心之相談事きまり兼申候。已来とも刻限無遅引、早速打寄用談決定いたし候様ニ致し、猶相決不申内、退座仕間敷事。

一仲間為繁榮、住吉大明神・勢州寺家観世音、毎年正月御祈禱相願申候。依之左之通御祈禱料差上、御宝札銘々頂戴可有之者也。

金三百疋 住吉大明神



柏屋の「諸国買高」と題された、江戸店から京都本店への年々の報告書類には、大坂・伊勢・尾張・三河などの主要木綿生産地からの買高、上州・甲州など江戸近くの間産地からの買高にならんで、江戸市内の木綿・呉服・小間物問屋からの買高も記されている。また、柏屋の属している三拾軒組内の問屋からの仕入高を示すと思われる「仲間」という項目もある。

このなかで、①仲間の異なる問屋からの仕入高を意味する大伝馬町組所属の問屋からの買高、②仲間内部の木綿取引を意味する仲間買高をとりあげ、このような江戸市内での問屋間取引が、柏屋の年間全買高のなかでどのような比率を占めていたか、またその比率が正徳期から明和期にかけてどのように変動したかを示すものが上のグラフである。なお、大伝馬町組の問屋では、富山次郎兵衛、久住清兵衛、井筒屋三郎兵衛、田端屋治郎左衛門らが享保中期ごろまでの仕入先であり、それ以降は大和屋三郎兵衛、川喜田四郎兵衛らから仕入れている。いっぽう、「仲間」の項目が出てくるのは、正徳3年から享保6年までと、享保12年、および寛延3（1750）年以降である。そのほか三拾軒組所属の白木屋・美濃屋・結城屋・竹川・大和屋の名もみられるが、このうち前三者は呉服・小間物仕入とも考えられ、金額も少ないのではぶいた。竹川・大和屋は、木綿取引の可能性が高く、とくに大和屋は寛保2（1742）年から宝暦2（1752）年にかけて、仕入が継続的であり金額も大きく、しかも「仲間」の項目が出てくる宝暦朝には名がみられなくなることが注目される。上のグラフの「仲間」の数字は、竹川・大和屋も加えたものである。

金式百疋 白子観世音

下荷買積割合之定

- 一壹番組 白木屋彦太郎
- 一同 竹川彦左衛門
- 一同 柏屋孫左衛門
- 一同 大黒屋三郎兵衛
- 一同 大和屋四郎右衛門
- 一同 伊豆蔵吉右衛門
- 一同 越後屋八郎右衛門
- 一同 戎屋八郎左衛門
- 一同 亀屋七左衛門
- 一同 大丸屋正右衛門
- 一貳番組 結城屋源右衛門
- 一同 升屋太兵衛
- 一同 岸部屋藤右衛門

右惣名高員数拾三軒え割付、貳番組御方半減、其余又壹番組え割付候様規矩相建申候。但シ難船之節、割符俵員を以損失可有之事。

廻船荷物積付荷寄之仕方

- 一御当地ニ荷寄所 一ヶ所

但シ関東物積廻し候荷物之内、荷主勝手ニて大坂又は勢州白子迄津出し之儀は荷主勝手次第、荷寄所へ差出ニ不及、勝手之荷主之警端々荷物ニ候共、請取之荷寄方ニて都合仕積付仕、株荷物同様割ニて運賃少分ニて相済、端々荷物ヲ差出し候荷主之甚勝手ニ相成、雜費減少仕程は、御江戸始メ関東物おのつかから売物下直ニ着可仕候。尤株立候荷物勝手ニ付、馬車・高瀬等ニて鳥羽・伏水^(見)え津出し仕来候分、荷物寄合所へ受取ニ不及、中途之義ハ勝手次第、大坂并ニ勢州白子両所ニ私共出店仕置可申候得は、送り状宛所私共店へ参着仕候得は、津出し中途之義ハ荷主勝手次第ニ忝恐奉存候御事。

- 一大坂表出店 壹ヶ所

- 一勢州白子出店 壹ヶ所

但シ遠方田舎之義故、是迄諸方荷物引請積付之間屋を取組、通達自由仕候事

但シ右両所ニて、口々廻船へ積付、廻船方より夫々荷物請取書取之、於京都日々荷物主へ相渡し申候御事。

- 一御江戸始関東筋着船荷物運賃銀之義、古来より差出し候定運賃、荷物廻着之上、私方より請取申候ニ付、賃銀増減無之、荷寄方ニ拘ハリ不申候事。

- 一荷寄支配世話料之義ハ、但シ古来より積口銭と名付、

このグラフから明らかなことは、正徳期から寛保期にかけて、柏屋の大伝馬町組からの仕入高は、年間全仕入高のほぼ1～2割を占め、多い年には3割近くに及んでいるのに対し、訴訟の始まった寛延4年＝宝暦元(1751)年から同3年にかけて激減していることである。宝暦3年には571両、1.2%といった少額となり、享保元(1716)年の8,558両1分、28.4%や、元文3(1738)年の11,265両2分、22.6%などに比較すると、その激減ぶりが理解されよう。

いっぽう、三拾軒組＝白子組内部の取引は、享保初年にかけての一時期以降中絶し、寛保3(1743)年に降にふたたび姿を現わす。享保初年にかけての金額はきわめて少なく、最高の正徳3(1713)年が190両、1.2%であり、ほとんどの年が1%にもみえない少額である。年によっては、「仲間差引」といった表現もあるので、あるいは期末の差引勘定のみが記載されていたのかもしれないが、いずれにせよその取引額はそう大きなものではあるまい。享保12(1727)年の仲間買高はわずか8両である。

ところが、大伝馬町組からの仕入額が減少しはじめる寛保3年以降の仲間買高は、最低でも900両以上であり、とくに訴訟の行なわれていた期間は完全に大伝馬町組からの仕入高を凌ぎ、宝暦3年には4,604両、9.8%となっている。

このことは、明らかに訴訟が、江戸市内での問屋間取引と密接な関連のあったことを示している。「仲間掟」で、立合所を設けて仲間相場を立てることが決められているが、寛保3年以降にふたたび現われた「仲間」買高は、おそらくこの立合所での仕入額を示すものではあるまいか。従来、諸国木綿生産地の買次からの仕入とともに、かなりの額を大伝馬町組から仕入れていた白子組所属の問屋が、江戸市内での問屋間取引も白子組内部に限るようになれば、大伝馬町組はその大きな顧客群を失うことになろう。柏屋1軒だけで、年によっては1万両以上の買付けを行っていたのであるから、白子組に集結していた、江戸有数の呉服問屋を含む50軒近く(18+6+23=47)の問屋群による買入額は、大伝馬町組にとって見逃しえないものであったと推測されるのである。しかも、白子組全員が直仕入を止められたのならともかく、18軒は従来通り問屋営業を認められ、仲間の立合所まで設けるようになれば、これ以上対立を続けることはかえって白子組の結束を固めることになったであろう。このような危惧があったために、十八人組と表向きは称しておりなが

定運賃銀之内、荷物積渡候名前之者ハ、廻船方より世話料相渡来候、此分私共収納ニ相成難有奉存候。尤も廻船方相對仕置候事。

一勢州白子廻船之儀ハ、熊野浦海上ヲ除キ、白子浦より出船仕、遠江灘一海上之儀故、相對を以海上請負積仕候。私共引請積附候節ハ、荷主好次第ニ可仕候事。

一大坂口坂船一難船御座候節は、何国何方迄之内ニ破船仕候へ共、上方海上と申定法御座候ニ付、上方初海上之難船は早速船持方より告来候ニ付、願書ニ認メ候通、多人数混雜仕大分入用相掛り、商人共困窮仕候義御座候。蒙仰候以後、私共引請、荷主ニ成替り物入無之様ニ取計ひ候様ニ相働可申候。然時ハ右一件御赦免被為下置候ハ、商人共広大之御救と乍恐奉存候事。

一冥加ニ相勤致奉願候船積御用荷物之分、但シ御廻米ヲ始、米穀・竹木等ハ先祖より御用相勤来候仁御座候ニ付、右等之外、從御当地船積御用之分ハ、荷寄方一手ニ蒙仰候冥加ニ相勤申度奉願候事。

右之通、廻船積附支配有躰之訳相違不申上候。御憐愍之上、向後関東筋廻船荷物之分、私共へ荷寄所被仰付趣、御触流し被為下置候ハ、難有奉存候。

宝曆十年辰六月廿八日 北村惣次郎 印
今井九右衛門 印
惣次郎後見
利兵衛 印

乍恐奉願上候口上書

一御江戸ヲ始関東筋、御当地より諸商売物積廻し申品々数多之義御座候。然所京都より海船え積附申舟場へ何れも遠所ニ付置候。船積難相成故、其方角最寄々々之者相頼、船積仕来候義ニ御座候。依之今般願上候ハ、京都御支配下より積廻し候商荷之分、御高蔭ヲ以京都ニ荷寄所を奉願、積出し申商人自由宜敷様ニ一手ニ引請積附支配仕度、右之訳ヲ左ニ相認メ奉願上候。

一廻船出帆之处々より積廻し候荷物運賃銀は、古来より之定法御座候、定り船船賃銀増減無之様、送り候先方へ荷物相渡し候上ニて、運賃銀ハ船頭請取之儀ニて、私とも舟賃銀ニは拘り申義ニてハ無御座候。荷物寄仕、廻船え積附申者え積口銭と名付、古来より船方へ世話料差出し来り候。於京都ニ一手ニ荷寄仕、積付支配仕候得は、積口銭之分私共収納ニ相成難有奉存候。荷物差出し商人も、銘々之端シ荷物を

ら、実際にはそれ以外の問屋をも含めて仲間としての活動を続けている白子組に対し、大伝馬町組はそれ以上争いを続けることを避けたのであろう。

また、白子組側としても、木綿を主として扱う問屋が少ないことから、大伝馬町組からの仕入を行なわないうわけにはいかなかった。柏屋の買高をみても、宝暦7(1757)年以降はふたたび大伝馬町からの買高が仲間を凌ぎ、明和・安永から天明・寛政にかけて上昇を続け、寛政2(1790)年には30,784両、28.5%と、近世を通じてのピークを示したのである。白子組の方でも、摩擦を避けるため、株の譲替などを行ない、合法的なものにメンバーを組みかえていったらしい。

この「仲間掟」には、諸国木綿生産地からの仕入方、輸送に関するものが含まれている。白子組は仕入問屋の仲間であるが、送り荷を扱うこともあり、その場合は口銭、蔵敷とも仲間で定められている。仕入に関しては、大坂・伊勢・尾張・三河の四地方があげられている。

大坂からの仕入は、それぞれ懇意な買次を通じて行ない、菱垣廻船で輸送するのであるが、「大坂廻船荷物積引之儀、往古より極メ之通、十組之内、其組々ニて可為勝手事」とあるように、白子組としてのまとまりはもたず、十組傘下の問屋として行動することになっていた。後年の白子組の組内規定に、「菱垣廻船積方名目之儀は、内店組・通町組ニ有之候間、当白子組え加入之上は、右両組之内え加入致、十組積合え相加り候、右ニ付別段手数等相懸候義無之候事」(「仲間羽書挿」東京大学経済学部所蔵)とあることから、白子組に加入すれば、同時に十組のなかの通町組か内店組に加入することになっていたらしい。これは白子組の母体が、通町組・内店組＝三拾軒組にあったという歴史的背景によるものであろう。

伊勢の場合は、仕入は大坂と同じく、それぞれ懇意な買次から行なうが、輸送に関しては、菱垣廻船と十組との関係と同じようなあり方が、伊勢木綿の積出港である白子と江戸を結ぶ廻船と白子組との間にあった。木綿が積荷のなかで大きな割合を占めることから、白子港の積荷問屋・廻船問屋は江戸両組木綿問屋と密接な関係を結ばざるをえず、木綿問屋がわも、伊勢からの仕入が増すにつれ、難船処理などをめぐって仲間としてまとまるが必要となり、このために十組のなかにありながら、別に白子組を結成せざるをえなくなったのであろう。

尾州名古屋には、「名古屋四軒問屋」とよばれた吹

株立候荷物運賃銀之割合ニて自由仕、舟賃銀減少仕程は諸代口物下直ニ着可仕候得は、御江戸表ニて自然と引下ケ商売可仕義ニ乍恐奉存候。然時は、荷物差出候者甚勝手ニ相成、末々広大之御救ニ相成可申候。其上、万一破舟等之節も、私共引請世話仕候ニ付、荷物主共甚勝手ニ罷成、勿論運賃銀ニ増減無御座候ニ付、不勝手之障り無御座候義奉存候。尤も船方ニも定法積口銭ヲ是迄何れ之者へも差出し来り候義故、差障り曾テ無御座、是迄他所之者共取来候積口銭之分、京都御支配下より差出し荷物之義一手ニ引請荷寄支配仕候ニ付、助成ニ罷成重畳難有奉存候御事。

一右之通荷寄所預請荷物悉ク会所へ引取申ニハ無御座候。荷主勝手ニて、会所へ差出し候分ハ会所へ請取舟積仕候。荷主勝手ニて、馬車・高瀬等より鳥羽・伏見へ津出し仕来候商人ハ、是迄仕来候通り、勝手次第ニ名々海船之積場所へ私共積付支配為致候者ヲ差置可申候得は、津出し送り状之宛所其名前之者へ送り込具候得ハ、中途之儀ハ勝手次第ニ仕候様ニ被為仰付被下置候様ニ奉願候。

一船積荷物万一遠江灘迄之内難船等御座候節は、^(速)早東為相知候ニ付、積合荷物主中へ通達仕、其庭所へ荷物主立合評義之上、荷物員数ニ応し入用銀取集メ、多人数破船場へ罷越見合吟味仕、荷物紛失無之様ニ取計ひ候へ共、数口之荷主多人数通達之内、日数相掛り延引仕候付、荷物紛失多く、就中破舟荷物損銀仕上ニ大分之内入用銀相掛り、諸商人之困窮と相成趣御座候得は、以後私共一手ニ荷寄を奉願積付支配仕度、荷主共之働ニハ、万一難舟有之節、荷主ニ不構私共引請、早東其場所へ罷越、荷主損銀無之様ニ取計ひ可申候へハ、甚荷主之救ニも相成可申乍恐奉存候事。

一願之通蒙御赦免候ハ、為冥加御用船積御荷物、米穀并竹木之外は、荷寄方一手ニ蒙仰御冥加ニ相働申度奉願候事。

右之趣ニて、荷物差出候者共、此度私共荷寄所就願上候、聊も雑費相懸り不申、差出し来候舟賃銀増減無之、廻船方ニも積口銭何れも差出し来候義ニ御座候得ハ、双方障無旨義と乍恐奉存候条、御憐愍之上、御江戸ヲ始関東筋積込分荷物之分、今后私共荷寄会所差出候様御支配下へ御触流し被為成下候ハ、重畳難有奉存候、以上。

宝暦十年
辰六月

北村惣次郎 印
今井九右衛門 印

原・平野・浜嶋・伊藤の4軒の木綿買次問屋があったが、白子組は吹原九郎三郎から仕入れることになっていたようである。なお、尾州でも知多半島からの仕入は、知多の木綿買次から行なった。柏屋の「諸国買高」によれば、竹内源助・浜嶋伝右衛門・橋本屋伊右衛門らから仕入れており、林英夫『在方木綿問屋の史的展開』でとりあげられた岡田村の竹内源助家は、柏屋と延享元(1744)年から宝暦5(1755)年まで取引している。

三河からの仕入は、大河原藤右衛門を通じて行なうことになっているが、「仲間問一統之問屋」であるから、せいぜい大河原へ為登金を送って仕入に精励させるよう申告しているところから、尾州にくらべると、三河からの買つけはどれもふるわなかったらしい。柏屋の「諸国買高」でも、大河原の名は享保12(1727)年からみられるが、寛保2(1742)年から寛延2(1748)年の間中断し、寛延3年以降の仕入高も、尾州の吹原にくらべると格段の差がある。

以上みたように、大坂・伊勢のごとく、個々の問屋による買次指定か、尾州・三河のように仲間による買次指定かの違いはあったが、いずれにせよ、江戸問屋と買次との間には固定的な取引関係が結ばれていたことには変りがない。三都問屋は、生産地における集荷機構の頂点である買次に結びつくことにより、広汎な地域からの仕入を確実なものにすることができ、産地買次は豊富な仕入資金をもつ三都問屋と固定的な取引関係を結ぶことにより、生産地での集荷を安定的なものになしえたのであった。

ただ、この「仲間掟」のできた宝暦期は、柏屋の例によればまだいくら問屋一買次関係に変動がみられる時期で、1年ないし数年間しか取引しない場合がしばしばみられる。もっとも、仕入の大部分は以前から関係のある買次からなされている。安永期以降になると、買次はほとんど固定化し、以後天保期ごろまで仕入金額に変化はあっても、買次のメンバーに関しての変動はみられなくなる。

なお、「仲間掟」に続く荷寄所設置の願人に関する記事は、次回にもみられるので、今回はもっぱら「仲間掟」に論点をしぼった。

惣次郎後見
利兵衛 印

御奉行様

(未完)